

飛騨市第三次環境基本計画及び飛騨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

の一部改訂について

飛騨市第三次環境基本計画（以下「本計画」という。）は、飛騨市環境基本条例第 7 条の規定に基づき、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのマスタープランとして、令和 5 年 3 月に制定されました。

また、本計画は、地球温暖化対策と関連性が強く、取組が重複するものも多いことから、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定する「飛騨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含しております。

一方、市では令和 6 年 3 月に、2050 年の脱炭素化に向けた「飛騨市脱炭素推進ビジョン」を策定しておりますが、ビジョンに示す施策等を飛騨市第三次環境基本計画及び飛騨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に反映するべく、各計画の一部改訂を行います。

※令和 6 年 3 月策定の脱炭素推進ビジョンにおいては、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を活用しており、補助金活用の要件として、各計画への施策等の反映が求められている。（補助金活用から 2 ケ年度以内）